

○京都市避難行動要支援者名簿の情報の提供等に関する条例施行規則

令和3年1月20日

京都市規則第62号

(用語)

第1条 この規則において使用する用語は、京都市避難行動要支援者名簿の情報の提供等に関する条例（以下「条例」という。）において使用する用語の例による。

(避難行動要支援者の範囲)

第2条 条例第2条第1号に規定する別に定めるものは、次の各号のいずれかに該当するものとする。

(1) 専ら居宅において生活を営む者であって、次のいずれかに該当するもの

ア 介護保険法第19条第1項に規定する要介護認定を受けている者のうち、当該要介護認定に係る要介護状態区分（同法第7条第1項に規定する要介護状態区分をいう。次号において同じ。）が、要介護認定等に係る介護認定審査会による審査及び判定の基準等に関する省令（次号において「要介護認定等に係る省令」という。）第1条第1項第3号に規定する要介護3、同項第4号に規定する要介護4又は同項第5号に規定する要介護5に該当するもの

イ 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律第21条第1項の規定により障害支援区分の認定を受けている者のうち、当該区分が、障害支援区分に係る市町村審査会による審査及び判定の基準等に関する省令第1条第5号に規定する区分4、同条第6号に規定する区分5又は同条第7号に規定する区分6に該当するもの

ウ 緊急通報システム（急病、災害その他の緊急事態において、緊急に消防局に通報できるシステムをいう。以下同じ。）を利用している者

(2) 専ら居宅において生活を営む者であって、次のいずれかに該当し、かつ、単身で生活するもの又は前号アからウまでに掲げる者若しくは次のいずれかに該当する者のみと同居するもの

ア 身体障害者福祉法第15条第4項の規定により身体障害者手帳の交付を受けている者のうち、障害の程度が身体障害者福祉法施行規則別表第5号に掲げる1級又は2級に該当するもの

イ 介護保険法第19条第1項に規定する要介護認定を受けている65歳以上の者のうち、当該要介護認定に係る要介護状態区分が、要介護認定等に係る省令第1条第1項第1号に規定する要介護1又は同項第2号に規定する要介護2に該当するもの

ウ 介護保険法第19条第2項に規定する要支援認定を受けている65歳以上の者のうち、当該要支援認定に係る要支援状態区分（同法第7条第2項に規定する要支援状態区分をいう。）が、要介護認定等に係る省令第2条第1項第1号に規定する要支援1又は同項第2号に規定する要支援2に該当するもの

エ 厚生労働大臣の定めるところにより療育手帳の交付を受けている者のうち、障害の程度がAに該当するもの

(3) 前2号に掲げるもののほか、災害が発生し、又は災害が発生するおそれがある場合に自ら避難することが困難である旨を市長に申し出た者であって、市長が特に配慮が必要であると認めるもの

(避難支援等関係者の範囲)

第3条 条例第2条第3号に規定する別に定めるものは、次の各号のいずれかに該当するものとする。

- (1) 民生委員法第20条第1項に規定する民生委員協議会
- (2) 社会福祉法第109条第2項に規定する地区社会福祉協議会
- (3) 災害対策基本法第2条の2第2号に規定する自主防災組織
- (4) 介護保険法第115条の4第1項に規定する地域包括支援センター
- (5) 京都市地域コミュニティ活性化推進条例第2条第3号に規定する地域自治を担う住民組織
- (6) 京都市障害者地域生活支援センター（障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律第4条第1項に規定する障害者及び同条第2項に規定する障害児とその家族等の地域生活を総合的に支援することを目的とした事業を実施するために設置した機関をいう。）
- (7) 公益社団法人京都府視覚障害者協会
- (8) 特定非営利活動法人京都市肢体障害者協会
- (9) 京都市聴覚障害者協会
- (10) 一般社団法人京都手をつなぐ育成会
- (11) 公益社団法人京都精神保健福祉推進家族会連合会
- (12) 学区社会福祉協議会（第2号に規定する地区社会福祉協議会その他の関係団体と連携し、地域における社会福祉に関する活動に取り組む住民が主体となって、学区ごとに組織される団体をいう。）
- (13) 老人福祉員（市長からの依頼を受け、訪問による高齢者の安否の確認その他高齢者の福祉の向上を図るうえで必要な活動を行う者をいう。）

（避難行動要支援者名簿の記載事項）

第4条 避難行動要支援者名簿には、災害対策基本法第49条の10第2項第1号から第6号までに掲げる事項のほか、次に掲げる事項を記載するものとする。

- (1) 年齢
- (2) 世帯の状況
- (3) 世帯主の氏名及び当該世帯主との続柄
- (4) 避難支援等関係者に対する名簿情報の提供に同意し、又は提供を拒否する旨の申出の有無
- (5) 緊急通報システムの利用の有無

（名簿情報の提供に係る取扱い）

第5条 条例第4条第1号に規定する別に定める避難支援等関係者は、第3条第1号、第4号及び第13号に該当するものとする。

第6条 条例第4条第1号に規定する別に定める方法は、本人又はその代理人が、書面により市長に申し出る方法とする。

- 2 条例第4条第1号に規定する拒否者が、名簿情報の提供を拒否する旨の申出を撤回しようとするときは、本人又はその代理人が、書面により市長にその旨を申し出なければならない。

第7条 条例第4条第1号に規定する別に定める事項は、年齢とする。

（協定事項）

第8条 条例第6条に規定する協定（以下「協定」という。）には、次に掲げる事項を定めるものとする。

- (1) 避難行動要支援者名簿に記載された避難行動要支援者の住所又は居所に係る町名及び地番の範囲に関する事項
- (2) 名簿情報の管理に係る責任者に関する事項
- (3) 避難行動要支援者名簿の保管に関する事項

- (4) 名簿情報の利用の制限に関する事項
- (5) 秘密を守る義務に関する事項
- (6) 協定に違反した場合の措置に関する事項
- (7) 前各号に掲げるもののほか、名簿情報の取扱いに関し必要な事項として別に定めるもの

(委任)

第9条 この規則において別に定めることとされている事項及びこの規則の施行に関し必要な事項は、保健福祉局長が定める。

附 則

この規則は、公布の日から施行する。